

児童手当受給者の現況届について

現況届は、毎年6月に養育状況や前年の所得等を確認し、引き続き手当を受給する要件を満たしているかを確認するためのものです。対象者へは必要書類等をお送りしていますので、6月中に手続きをお願いします。現況届の提出がない場合、①6月分以降の手当が差止、②2年が経過すると、時効となり児童手当が受け取れなくなります。

※6月1日時点で石垣市に住民登録されている方は、石垣市で現況届の提出が必要です。

- 受付期間 令和3年6月1日(火)から6月30日(水)
※土日除く。但し、19日(土)と26日(土)は休日窓口を設けます。
- 受付時間 午前9時から午後5時(昼休憩時間中も受け付けます)
- 提出先 市役所 こども家庭課(⑨番窓口)
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送での受付も可能です。
但し、切手代金等は自己負担でお願いします。
- 必要書類は窓口またはホームページからご確認ください。
【問合せ・窓口】 市役所 こども家庭課 電話 0980-87-0771



低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）について

低所得の子育て世帯に対する支援特別給付金です。【児童1人当たり一律5万円】

申請期限：令和4年2月28日（月）

対象者：

《申請不要・支給済の方》

- ①4月分の児童扶養手当の支給を受けている者

《申請が必要な方》

- ②公的年金等を受給していることにより、4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者

※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。

- ③令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている者

※児童扶養手当台帳に登録のある方については提出が必要な書類を5月に送付しております。その他ご自分が該当者と思われる方は、窓口へお問い合わせいただくか、様式をホームページからダウンロードし申請をお願いします。

※受付、審査後順次振込予定です。（提出後3週間程度の審査期間を要します。）

【問合せ】市役所 こども家庭課 電話 0980-87-0771



保育士として復職を検討されている方、これから保育士資格取得をお考えの方へ

ハローワーク八重山と沖縄県保育士・保育所総合支援センターでは毎月1回「保育士プチ・セミナー」を開催しております。

- 日時：6月24日（木）10：00～11：30 定員10名！会場はハローワーク八重山です。

お気軽にお申し込みください。

※受講には、ハローワークでの求職登録とセンターへの登録が必要です。

【申込み・問合せ】沖縄県保育士・保育所総合支援センター電話 098-857-4001

住居確保給付金の支給について

離職などにより住居を失うおそれの高い方に、就職に向けた活動をするなど条件に、一定期間家賃相当額を支給します。

《要件》○離職して2年以内または休業等により収入が減少した方。

○収入要件、資産要件及び求職要件があります。

※省令改正がありました。

○過去に住居確保給付金の支給が終了した方で、解雇以外の理由

（例：自己都合による離職、休業等に伴う収入減少）の場合でも、申請により

3カ月に限り支給が可能となりました。

★詳細はお問合わせください。ホームページにも掲載しております。

【問合せ】市役所福祉総務課 電話 0980-87-6025



「石垣市市民活動保険」制度がスタートしました！

市民が安心して、積極的にボランティア活動に取り組み、市民協働のまちづくりをより一層推進するため、公共的なボランティア活動を対象とした「石垣市市民活動保険」制度がスタートしました。

この保険は、市民団体からの要望にもとづき、地元の保険会社である大同火災海上保険株式会社様のご協力を得て、導入にこぎつけました。

市民・団体等が行う清掃・美化活動や自治会活動、スポーツ少年団その他公益に資するボランティア活動の従事者や参加者が、活動に際しケガを負ったり、第三者の身体や財物に被害を及ぼし賠償責任を負った場合に補償するものです。幅広い活動が対象となっておりますので、事故が起こった際は、ご連絡をお願いいたします。

○制度開始日：令和3年4月23日

○保険の詳細については、ホームページに掲載のパンフレット等をご覧ください。

【問合せ】平和協働推進課 電話 0980-82-1253

